

トルコの輸出管理制度概要

2012年9月15日

	項目	内容
1	加盟条約	CWC、BWC、NPT
	加盟レジーム	NSG、AG、MTCR、WA、ザンガー委員会
	概況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4つの主要な国際レジームに参加しているが、独自の輸出管理政策を採用していることもあって、各レジームの全ての規制リストには対応しておらず、仲介/積替え/通過の管理制度も不十分。無形の技術提供は規制していない様子。イランへの迂回輸出の拠点として利用されているとも言われる。 ・ <i>iMMiB</i> (イスタンブール金属/鈹物輸出組合) が、核/ミサイル/武器関連を除く輸出規制の実質的な窓口として機能。 ・ 複雑に交錯した法的枠組や所轄官庁、規制リスト等の整理・統合に向けての動きがあるが、早期成立の見込みはない。
2	法的枠組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 25を超える法/規則/政令/通達/声明からなる。 ・ これを包括的な法(“Draft Law on Foreign Trade Controls of Dual-Use and Sensitive Goods”)の下に整理しようとの動きがあるが、議会での承認は滞っている。
3	所管官庁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国防省 (MND) [<i>MSB</i>] : 武器、ミサイル等 ・ 経済省 外国貿易局 (UFT) [<i>DTM</i>] : デュアルユース品目、化学兵器関連等 ・ 原子力エネルギー庁 (TAEA) [<i>TAEK</i>] : 核関連
4	規制リスト	<ul style="list-style-type: none"> ・ WA (Dual-Use/Munitions) と MTCR には対応 ・ NSG 関連は規制リストがあるが、2007年以降改訂なし ・ AG では化学兵器関連に対応、CWC にも対応 ・ AG の生物兵器関連は未対応
5	規制対象国・地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 禁輸/制裁 (7項参照) 以外は特になし。
6	懸念顧客情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国連安保理の制裁リストの遵守義務があるが、許可発給省庁が懸念顧客リストでチェックしているとの情報はない。
7	禁輸国関連	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国連安保理の制裁に対応：アルカイダ、コンゴ民主共和国、エリトリア、レバノン、イラン、イラク、リベリア、リビア、ソマリア、スーダン、タリバン ・ OSCE の指定に対応：アルメニア、アゼルバイジャン ・ 欧米のイラン制裁には反対の立場をとり、武器・大量破壊兵器等以外の取引や投資は制限していない。 ・ イスラエルとシリアを武器禁輸国に指定 (2011年9月)

	項目	内容
8	再輸出規制	<ul style="list-style-type: none"> 核関連の再輸出規制として、輸入国政府から最終用途とセキュリティの保障を要求。 武器/ミサイル関連でも最終用途証明書 (EUC) を義務付けて再輸出を規制。 WA/AG 品目の EUC では、エンドユーザーは再輸出/再移転にあたって輸出者の承認を得る必要あり。 他の品目の EUC では、再輸出/再移転しようとする外国のユーザーが直接、トルコの所管官庁から許可を取得することを義務付けている。米国の再輸出規制に近いが実効性は疑問。
9	キャッチオール規制	<ul style="list-style-type: none"> 各省庁の規制が重複→どの省庁に申請すべきなのか不明確
10	インタンジブル規制	<ul style="list-style-type: none"> 無形の技術提供を規制する明確な規定はない。 有形の技術提供は規制の対象だが、FAX/電子メール/インターネットなどを介した技術提供は規制されていない。
11	ライセンス	<ul style="list-style-type: none"> 輸出者はいずれかの輸出組合に参加してから、所管省庁に許可を申請する。省庁によるが受付は、書面・郵送のみ（場合により電子メールも可）で電子申請システムはまだない。 許可の種類は個別許可のみ。申請には EUC 添付が必要。場合により、輸出後の報告や納入証明の提出が義務付けられる。 国防省 <i>[MSB]</i>: 武器/ミサイル等、有効期限 90 日 経済省 外国貿易局 <i>[DTM]</i>: デュアルユース品目/化学兵器関連等、有効期限 90 日、<i>iMMiB</i> を通して申請 原子力エネルギー庁 <i>[TAEK]</i>: 核関連、有効期限 120 日
12	罰則・執行	<ul style="list-style-type: none"> 品目/行為により 4 種の法で罰則の範囲が定められている。 不正輸出に対する罰則： 禁錮：最大 8 年、judicial fine：最大 1 万日、 罰金：最小 8,000 リラ（約 34 万円）、行政罰
13	記録保管	<ul style="list-style-type: none"> Customs Law により 5 年間と規定。 起算点は、①輸出申告が完了した日を含む年の年末、②通関が完了した日を含む年の年末、③フリーゾーンから離れた日を含む年の年末。
14	その他	<ul style="list-style-type: none"> 仲介貿易：貿易取引の一形態として扱うが特に規制はない。 通過：CWC/MTCR 品目の通過にはトルコ中央銀行の承認が必要。その他の品目は通常の税関手続きによる。 積替え：特に規制はなく、通常の税関手続きによる。 国内取引：「みなし輸出」のような国内の外国人への技術移転規制はない。